

令和8～11年度 三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査申請書

提出要領（建設工事、測量・建設コンサルタント等）更新・新規用

三重県・市町・四日市港管理組合では、建設工事、測量・建設コンサルタント等における入札参加資格審査の受付を共同で実施しています。共同受付参加団体へ入札参加資格の登録を希望する者は、本提出要領に基づき、申請してください。

1. 入札参加資格審査申請共同受付の概要

（１）共同受付参加団体について

下記の団体では、共同で入札参加資格審査申請の受付を実施しています。下記の参加団体以外に申請をされる場合は個別に手続きが必要ですので、十分に確認のうえ申請してください。

【共同受付参加団体：30団体】

三重県・津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・名張市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・いなべ市・志摩市・伊賀市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町・多気町・明和町・大台町・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町・四日市港管理組合

※四日市港管理組合に申請する場合は、三重県への登録が必要です。

※個別に手続きが必要な団体：熊野市

（２）共同受付の対象外の申請者について

共同企業体（JV）の入札参加資格審査申請は、共同受付の対象外となりますので、申請の取り扱いについては、各共同受付参加団体（P14 共同受付参加団体一覧表参照）に個別に問い合わせてください。

2. 入札参加資格申請者の要件

共同受付による入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

なお、申請後に要件を満たさなくなった場合は、変更手続要領に基づき登録抹消の手続きをしてください。

（１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 申請を希望する各共同受付参加団体に対して、下記未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

① 三重県に申請する場合

- ア 三重県内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての三重県税
- イ 消費税及び地方消費税

② 市町に申請する場合

- ア 登録を希望する三重県内の本店又は委任先となる支店若しくは営業所等の所在地における市町税
- イ 法人税（個人にあつては申告所得税）並びに消費税及び地方消費税

③ 四日市港管理組合に申請する場合

- ア 三重県内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての三重県税
- イ 四日市市内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての四日市市税
- ウ 消費税及び地方消費税

(3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

(4) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可及び、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

なお、入札（見積）、契約等に関する権限を、支店若しくは営業所等に委任する場合には、その支店若しくは営業所等において必要な建設業許可等を有していること。

(5) 測量にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。

(6) 建築設計にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること（但し、暖冷房、衛生、電気、機械設備積算、電気設備積算、調査の部門を希望する場合はこの限りではない）。

(7) 不動産鑑定にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていること。

(8) 不動産登記手続にあつては、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定による登録又は司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項による登録を受けていること、若しくはこれらの法律により設立を認められている者であること。

3. 入札参加資格審査の申請について

(1) 入札参加資格審査申請書について

① 令和4～7年度名簿に登録がある場合

現在、名簿に登録がある場合は、送付される「入札参加資格審査申請書」（様式1（建設工事、測量・建設コンサルタント等両用）、第A-2号（建設工事用）、第B-2号（測量・建設コンサルタント等用））に、現在の登録情報があらかじめ印字されています。記載された項目の全てを確認いただき、変更がない場合は印字されていない項目を記載し、必要な書類を添付のうえ申請してください。変更事項（代表者・所在地の変更等）がある場合は、訂正（二本線で抹消し、訂正後の字句等を朱書きしてください。）し、印字されていない項目を記載後、必要な書類を添付のうえ申請してください。（「使用印鑑届（本店登録用）」（様式第A-3号、第B-3号）及び「委任状兼使用印鑑届」（様式第A-4号、第B-4号）は、三重県のホームページからダウンロードした様式を使用してください。）

なお、データ処理の都合上、すでに変更申請手続きを行った項目について、変更データが反映されていないことがありますので、あらかじめご了承ください。この場合は、再度、「入札参加資格審査申請書」を訂正（二本線で抹消し、訂正後の字句等を朱書きしてください。）して申請いただきますようお願いいたします。

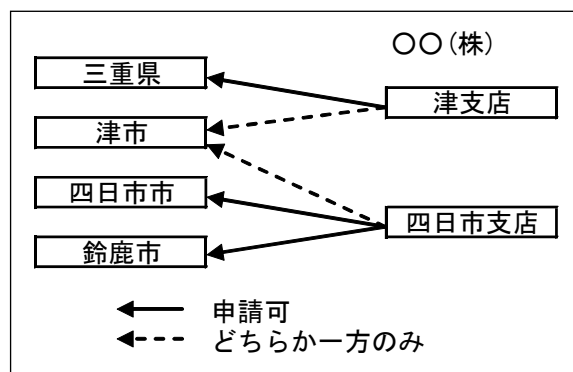
② 新規に入札参加資格審査申請を行う場合

現在、共同受付参加団体のいずれにも登録がなく、新規に入札参加資格審査申請を行う場合は、新たに「入札参加資格審査申請書」の全ての項目を記載し、必要な書類を添付のうえ申請してください。（様式は三重県のホームページからダウンロードできます。）

(2) 申請にあたっての注意事項

① 登録申請先について

共同受付参加団体に異なる支店等で複数の登録がある者については、本店所在地に「入札参加資格審査申請書」が一括して送付されています。申請にあたっては、支店等单位ではなく、本店でとりまとめるなどして、「1 申請者・1 入札参加資格審査申請書」で申請するようお願いします。複数の参加団体に申請する場合、参加団体ごとに異なる支店等で申請することはできますが、一つの団体に対して、複数の支店等を申請することはできませんので注意してください。(右図参照)



② 本店又は支店等の登録申請について

登録を希望する本店又は支店等ごとに、第A-2号(建設工事用)、第B-2号(測量・建設コンサルタント等用)様式に記載して、登録申請してください。

③ 控え(コピー)について

申請内容や申請に必要な共通添付書類の不足等で、問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の写しを作成し、保管するようにしてください。

④ 誤字、脱字等の取扱いについて

申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただきます。

また、会社名、個人名等の文字が登録システム上変換できない場合については、対応可能な文字に置き換えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

⑤ 四日市港管理組合への申請について

四日市港管理組合に申請する場合は、あわせて三重県への登録が必要となります。また、登録する本店又は支店等は三重県と四日市港管理組合で同じである必要がありますので注意してください。

4. 受付期間及び申請方法

(1) 受付期間 令和8年1月6日(火) ～ 令和8年2月5日(木) 17時必着

(2) 申請方法

① 郵送のみ(郵送以外の申請は原則認めません。)

② 申請書類

共通添付書類等一覧(P6～P9)を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

③ 郵送先(共通添付書類のみ)

〒514-0002 三重県津市島崎町56番地

(公財) 三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付 担当

④ 申請にあたっての注意事項

ア A4版フラットファイルでの提出

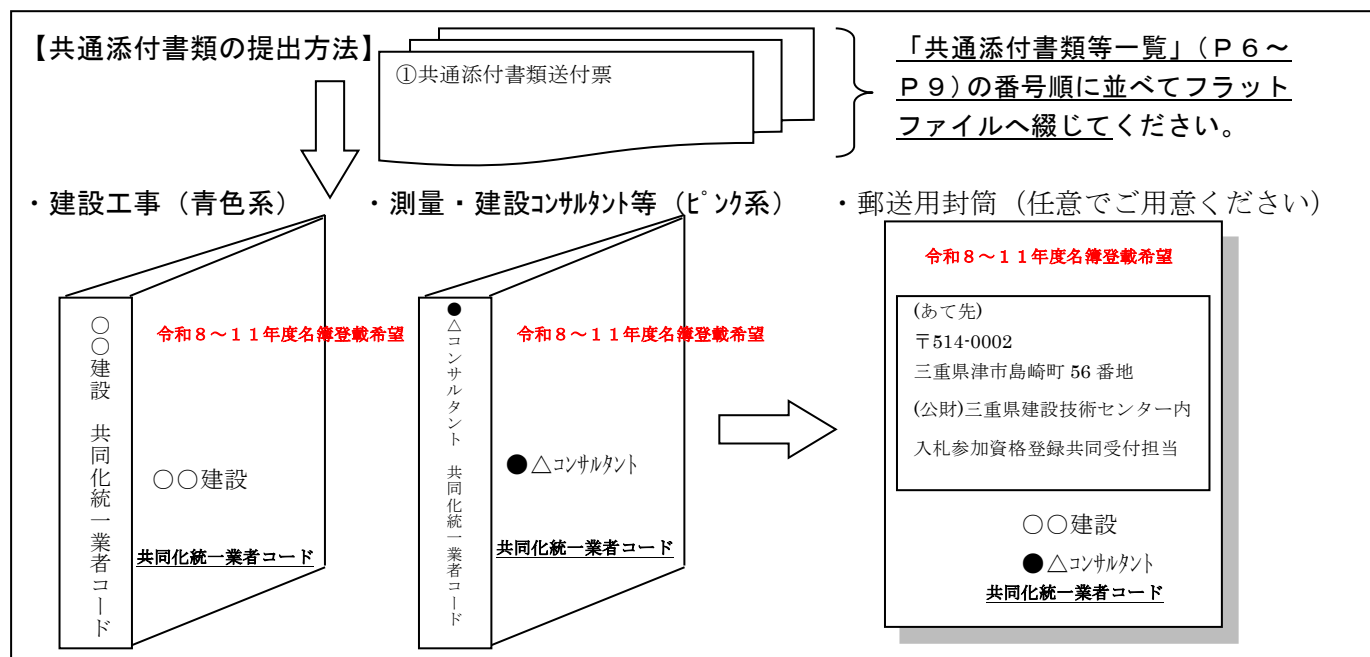
共通添付書類については、建設工事、測量・建設コンサルタント等ともに「共通添付書類等一覧」の番号順に、A4版フラットファイル(2つ穴)に綴じて提出してください(建設工事については、青色系のフラットファイル、測量・建設コンサルタント等についてはピンク系のフラットファイルを使用してください)。

なお、郵送する封筒の右下、フラットファイルの表紙及び背表紙に必ず業者名と共同化統一業者コードを記入するようお願いします。共同化統一業者コードは、「入札参加資格審査申請書」等にあらかじめ記載されている番号を記入してください。(新規申請の場合は、共同化統一業者コードが採番されていないため記入する必要はありません。)

また、封筒及びフラットファイルの表紙に必ず「令和8～11年度名簿登載希望」と朱書きをしてください。

イ 共通添付書類への会社名の記入

共通添付書類のうち、様式第A-2号（建設工事用）、第B-2号（測量・建設コンサルタント等用）については、各様式の右下に「会社名」を記入する欄がありますので、記入漏れがないよう注意してください。



⑤ 個別の必要添付書類送付先

共同受付参加団体個別の必要添付書類（P 11～13 参照）は、P 14 の共同受付参加団体一覧表を参考にして、直接、各団体へ送付してください。

5. 受付内容の確認について

申請受付後、（公財）三重県建設技術センターにおいて申請書類の審査及びデータ入力を行い、受付内容を確認しますので、申請内容と相違がないかをご確認ください。なお、受付内容の通知は令和8年4月上旬を予定しています。

6. 名簿登録後の手続きについて

登録内容に変更が生じた場合は、別で定める変更手続要領に基づき随時変更申請をしてください。

また、建設工事においては、経営事項審査を受審し、審査結果が出ましたら速やかに経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）を共通送付先へ提出してください。

7. 名簿登載の取扱について

(1) 令和4～7年度名簿(有効期限：令和8年5月31日まで)に係る事項(登録がある場合)

令和8年5月31日までは、令和4～7年度名簿の残存期間となります。当該名簿に係る変更申請は、以下のとおりとなりますので注意してください。

令和4～7年度名簿(有効期限：令和8年5月31日まで)

	令和 7 年	令和 8 年					
	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
変更申請	随時受付						—
	～5/29						

・令和8年5月29日までに変更事項が生じた場合、令和4～7年度名簿の変更届を提出してください。

・令和4～7年度名簿に係る随時新規申請の受付は、令和8年1月5日までとなります。

(2) 令和8～11年度名簿に係る事項

①更新・新規申請における令和8～11年度名簿登載時期について

当該申請は令和8～11年度名簿への登載を対象としています。令和8年1月6日から令和8年2月5日17時(必着)までの受付期間中に申請した場合、各共同受付参加団体において令和8年6月1日より令和8～11年度名簿に登載されます。

令和8～11年度名簿当初(令和8年6月1日)からの登載を希望している場合は、必ずこの受付期間中に申請してください。

②随時新規申請における令和8～11年度名簿登載時期について

上記受付期間経過後に、随時新規申請(令和8年4月1日より受付開始)を行った場合、各共同受付参加団体において令和8～11年度名簿に登載される時期は異なりますので、申請を希望する各団体の名簿登載時期を事前に確認のうえ申請してください。ただし、上記受付期間経過後、令和8年3月31日まで随時新規申請の受付は一切行いませんのでご注意ください。

令和8～11年度名簿(有効期間：令和8年6月1日から令和12年5月31日まで)

	令和7年	令和8年					
	1 2 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
更新・新規申請			受付 1/6～ 2/5(17時)	受付は一切行いませんので提出期限を厳守してください。	随時新規申請を行ってください。		
変更申請	受付は一切行いません。				随時受付		
					4/1～		

・受付期間内に申請書を提出した後、当該申請内容に変更事項が生じた場合は、令和8年4月1日以降に令和8～11年度名簿の変更届を提出してください。この場合、令和4～7年度名簿に登録されている者は、併せて令和4～7年度名簿についても変更届の提出が必要となりますのでご注意ください。

共通添付書類等一覧（建設工事）

送付先（郵送）：（公財）三重県建設技術センター

書 類 名	様式／発行	部数等	備 考
①共通添付書類送付票 （建設工事用）	－	1 部	（追加項目等一覧② 6）
②一般競争（指名競争）参加 資格審査申請書	様式 1	1 部	(1) 建設工事に係る入札参加資格審査申請【標準様式】 （「標準様式記載要領」参照）
③申請先団体毎の申請情報	第 A－2 号		登録を希望する本店又は支店等ごとに必ず作成してください。 （追加項目等一覧① 1）
④登記事項証明書又は身分証明書 （申請日以前 3 ヶ月以内の 証明日のものに限りです）	(1) 所轄法務局 (2) 市町村（本籍地）	1 部 （コピー 可）	(1) 法人：履歴事項全部証明書 (2) 個人：市区町村長（本籍地）が発行する身分証明書 （追加項目等一覧② 1）
⑤納税証明書 （申請日以前 3 ヶ月以内の 証明日のものに限りです）	(1) 国税に係る 納税証明書 （所轄税務署） (2) 三重県税の 納税確認書 （県税事務所） (3) 市町税完納証明 書等（各市町） ※新規に本店又は支 店等を開設した場合 は法人市民税等の （事務所）開設届を 添付してください。	各 1 部 （コピー 可）	【三重県に申請する場合】 (1) 国税に係る納税証明書 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その 3） （法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2）の添付でも構いません。 (2) 三重県税の納税確認書 ※（2）については、三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の 納税義務がある場合のみ添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）
			【市町に申請する場合】 (1) 国税に係る納税証明書 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額 のない証明書（その 3 の 3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税 額のない証明書（その 3 の 2） (3) 市町税完納証明書（本店又は支店等の所在地における完納証明書） ※（3）については、申請をする本店又は支店等が三重県内に所在する 場合のみ所在地における市町税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）
			【三重県及び市町に申請する場合】 (1) 国税に係る納税証明書 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額 のない証明書（その 3 の 3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税 額のない証明書（その 3 の 2） (2) 三重県税の納税確認書 (3) 市町税完納証明書（本店又は支店等の所在地における完納証明書） ※（2）については、三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の 納税義務がある場合のみ添付してください。 ※（3）については、申請をする本店又は支店等が三重県内に所在する 場合のみ所在地における市町税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）
	【四日市港管理組合に申請す る場合】		【三重県に申請する場合】 と同様の納税証明書を添付してください。 なお、四日市市内に本店又は支店等を有する場合は、四日市市税の 完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料） ※三重県と同じ本店又は支店等での登録が必要です。

書 類 名	様式／発行	部数等	備 考
⑥建設業許可証明書 又は建設業許可通知書 (写)及び建設業許可申請時に提出した「別紙二(1) 営業所一覧表(新規許可等)(写)」又は「別紙二(2) 営業所一覧表(更新)(写)」	各地方整備局 又は都道府県	1部 (コピー可)	建設業法第3条の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書、許可通知書の写し等。許可更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください。 <u>※許可のある営業所であることを確認するため、建設業許可申請時に提出する「営業所一覧表」を添付してください。</u> (追加項目等一覧②2)
⑦経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写	—	1部 (コピー可)	申請時において有効期限内(審査基準日から1年7ヶ月以内)で最新のものを添付してください。 (「標準様式記載要領」添付資料)
⑧印鑑(登録)証明書 (申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限りです)	(1)所轄法務局 (2)市町村	1部 (コピー可)	(1)法人:所轄法務局の発行する印鑑証明書 (2)個人:市町村長の発行する印鑑(登録)証明書 (追加項目等一覧②3)
⑨使用印鑑届(本店登録用)	第A-3号	1部	本店で登録申請する場合に、三重県のホームページからダウンロードして使用してください。 (追加項目等一覧①2)
⑩委任状兼使用印鑑届 (委任先がある場合のみ使用してください)	第A-4号	委任する支店等ごとに提出	委任先がある場合のみ、三重県のホームページからダウンロードして使用してください。 委任状部分:委任者欄の押印は印鑑証明のある印鑑(実印)を押印してください。 使用印鑑部分:入札、契約等の際に受任者が使用する印鑑を使用印欄に押印してください。 (追加項目等一覧①3)
⑪ISO14001 認証書(写) ISO9000s 認証書(写)	各認証機関	1部 (コピー可)	ISO14001 又は ISO9000s を認証取得している場合は認証書及び附属書を添付してください。(認証取得していない場合は不要です。)(追加項目等一覧②4)
⑫建設業退職金共済事業 加入・履行証明書(写)	建退共各支部指定様式	1部 (コピー可)	建退共に加入している場合は、直近に発行された加入・履行証明書を添付してください。(加入していない場合は不要です。) ※受注状況等により、加入・履行証明書が発行されない場合に限って契約者証の写しでも可とします。(追加項目等一覧②5)

注:上表の「部数等」の項目に「コピー可」と表記している書類は、当該提出書類原本の写しをもって提出していただくことが可能です。ただし、写しにより内容が不鮮明な書類等で書類の内容が確認できないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

注:登記事項証明書で資本金が確認できない法人にあつては、資本金が確認できる直近1年分の財務諸表の写しを添付してください。

注:提出された添付書類において内容が確認できない場合は、その内容の確認が可能な書類の提出を求めることがあります。

共通添付書類等一覧（測量・建設コンサルタント等）

送付先（郵送）：（公財）三重県建設技術センター

書 類 名	様式／発行	部数等	備 考
①共通添付書類送付票（測量・建設コンサルタント等用）	－	1 部	（追加項目等一覧②6）
②一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式 1	1 部	（2）測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査申請 【標準様式】（「標準様式記載要領」参照）
③申請先団体毎の申請情報	第 B－2 号		登録を希望する本店又は支店等ごとに必ず作成してください。 （追加項目等一覧①1）
④登記事項証明書又は身分証明書 （申請日以前 3 ヶ月以内の 証明日のものに限りです）	（1）所轄法務局 （2）市町村（本籍地）	1 部 （コピー可）	（1）法人：履歴事項全部証明書 （2）個人：市区町村長（本籍地）が発行する身分証明書 （「標準様式記載要領」添付資料、追加項目等一覧②1）
⑤納税証明書 （申請日以前 3 ヶ月以内の 証明日のものに限りです）	（1）国税に係る 納税証明書 （所轄税務署） （2）三重県税の 納税確認書 （県税事務所） （3）市町税完納証明書 等（各市町） ※新規に本店又は支店等 を開設した場合は法人市 民税等の（事務所）開設届 を添付してください。	各 1 部 （コピー可）	【三重県に申請する場合】 （1）国税に係る納税証明書 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その 3） （法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2）の添付でも構いません。 （2）三重県税の納税確認書 ※（2）については、三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の 納税義務がある場合のみ添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料） 【市町に申請する場合】 （1）国税に係る納税証明書 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額 のない証明書（その 3 の 3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税 額のない証明書（その 3 の 2） （3）市町税完納証明書（本店又は支店等の所在地における完納証明書） ※（3）については、申請をする本店又は支店等が三重県内に所在する 場合のみ所在地における市町税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料） 【三重県及び市町に申請する場合】 （1）国税に係る納税証明書 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額 のない証明書（その 3 の 3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税 額のない証明書（その 3 の 2） （2）三重県税の納税確認書 （3）市町税完納証明書（本店又は支店等の所在地における完納証明書） ※（2）については、三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の 納税義務がある場合のみ添付してください。 ※（3）については、申請をする本店又は支店等が三重県内に所在する 場合のみ所在地における市町税の完納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料）
	【四日市港管理組合に申請する場合】		【三重県に申請する場合】と同様の納税証明書を添付してください。 なお、四日市市内に本店又は支店等を有する場合は、四日市市税の完 納証明書を添付してください。 （「標準様式記載要領」添付資料） ※三重県と同じ本店又は支店等での登録が必要です。

書 類 名	様式／発行	部数等	備 考
⑥登録を証明する書類 (更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください)	各登録官署	1 部 (コピー可)	(1) 測量業者：測量法第 55 条による登録 (2) 建築士事務所：建築士法第 23 条による登録 (3) 不動産鑑定業者：不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録 (4) 土地家屋調査士：土地家屋調査士法第 8 条による登録 (5) 司法書士：司法書士法第 8 条による登録 (6) 建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第 2 条による登録 (7) 地質調査業者：地質調査業者登録規程第 2 条による登録 (8) 補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規定第 2 条による登録 ※ (6)～(8)は、国土交通省に備える登録簿に登録されている場合は提出してください。 (「標準様式記載要領」添付資料)
⑦印鑑（登録）証明書 (申請日以前 3 ヶ月以内の証明日のものに限りです)	(1) 所轄法務局 (2) 市町村	1 部 (コピー可)	(1) 法人：所轄法務局の発行する印鑑証明書 (2) 個人：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書 (追加項目等一覧② 3)
⑧使用印鑑届（本店登録用）	第 B－3 号	1 部	本店で登録申請する場合に、三重県のホームページからダウンロードして使用してください。 (追加項目等一覧① 2)
⑨委任状兼使用印鑑届 (委任先がある場合のみ使用してください)	第 B－4 号	委任する支店等ごとに提出	委任先がある場合のみ、三重県のホームページからダウンロードして使用してください。 委任状部分：委任者欄の押印は印鑑証明のある印鑑（実印）を押印してください。 使用印鑑部分：入札、契約等の際に受任者が使用する印鑑を使用印欄に押印してください。 (追加項目等一覧① 3)
⑩ I S O 14001 認証書(写) I S O 9000s 認証書(写)	各認証機関	1 部 (コピー可)	I S O 14001 又は I S O 9000s を認証取得している場合は認証書及び附属書を添付してください。(認証取得していない場合は不要です。)(追加項目等一覧② 4)

注：上表の「部数等」の項目に「コピー可」と表記している書類は、当該提出書類原本の写しをもって提出していただくことが可能です。ただし、写しにより内容が不鮮明な書類等で書類の内容が確認できないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

注：登記事項証明書で資本金が確認できない法人にあっては、資本金が確認できる直近 1 年分の財務諸表の写しを添付してください。

注：提出された添付書類において内容が確認できない場合は、その内容の確認が可能な書類の提出を求めることがあります。

登録にあたり必要となる資格（測量・建設コンサルタント等）

次の部門を希望する者は、それぞれ測量法第 55 条、建築士法第 23 条、不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条、土地家屋調査士法第 8 条、司法書士法第 8 条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等が必要となります（前記に係る登録を受けていない者は、当該業務の申請を希望することはできません。）。

業 種	部門名称	必要な証明書
5 1 0 測量	0 1 0 測量一般	測量業者登録証明書又は登録の通知
	0 2 0 地図の調整	
	0 3 0 航空測量	
5 2 0 建築関係 コンサルタント	0 1 0 建築一般	建築士事務所登録証明書又は登録の通知
	0 2 0 意匠	
	0 3 0 構造	
	0 7 0 建築積算	
5 6 0 その他	0 1 0 不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面
	0 2 0 不動産登記手続	土地家屋調査士であることを証する書面 司法書士であることを証する書面

※不動産登記手続にあっては、土地家屋調査士であることを証する書面又は司法書士であることを証する書面のいずれかが必要となります。

※登録が更新されましたら、速やかに証明書等を（公財）三重県建設技術センターへ提出してください。

希望業種コード表

(建設工事)

コード	業 種	略称	コード	業 種	略称	コード	業 種	略称
010	土木一式工事	土	110	鋼構造物工事	鋼	220	電気通信工事	通
011	プレストレストコンクリート		111	鋼橋上部工		230	造園工事	園
020	建築一式工事	建	120	鉄筋工事	筋	240	さく井工事	井
030	大工工事	大	130	舗装工事	舗	250	建具工事	具
040	左官工事	左	140	しゅんせつ工事	しゅ	260	水道施設工事	水
050	とび・土工・コンクリート工事	と	150	板金工事	板	270	消防施設工事	消
051	法面処理		160	ガラス工事	ガ	280	清掃施設工事	清
060	石工事	石	170	塗装工事	塗	290	解体工事	解
070	屋根工事	屋	180	防水工事	防			
080	電気工事	電	190	内装仕上工事	内			
090	管工事	管	200	機械器具設置工事	機			
100	タイル・れんが・ブロック工事	タ	210	熱絶縁工事	絶			

(測量・建設コンサルタント等)

業種コード	業 種	部門コード	部門名称	部門コード	部門名称
510	測量	010 030	測量一般 航空測量	020	地図の調整
520	建築関係 コンサルタント	010 030 050 070 090	建築一般 構造 衛生 建築積算 電気設備積算	020 040 060 080 100	意匠 暖冷房 電気 機械設備積算 調査
530	土木関係 コンサルタント	010 030 050 070 090 110 130 150 170 190 210	土質及び基礎 河川、砂防及び海岸・海洋 道路 施工計画、施工設備及び積算 地質 港湾及び空港 上水道及び工業用水道 農業土木 都市計画及び地方計画 建設環境 水産土木	020 040 060 080 100 120 140 160 180 200	鋼構造及びコンクリート 電力土木 トンネル 機械 造園 鉄道 下水道 森林土木 廃棄物 電気電子
540	地質調査	010	地質調査		
550	補償関係 コンサルタント	010 030 050 070	土地調査 物件 営業補償・特殊補償 補償関連	020 040 060	土地評価 機械工作物 事業損失
560	その他	010 030	不動産鑑定 その他（環境調査等）	020	不動産登記手続

注：「業種コード560その他 部門コード030その他（環境調査等）」は三重県及び四日市港管理組合には登録できません。

共同受付参加団体個別の必要添付書類（建設工事）

下記団体に登録する場合は、必要書類を各団体（P 1 4）へ送付又は持参してください。ただし、備考に送付・持参について記載のある場合はその記載に従ってください。

登録申請先	書類名	様式／発行	備 考
三重県	業態調書（新規・変更） （新規の区分で提出してください）	個別様式	様式は三重県ホームページ「建設業のための広場」 (https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/p0006500026.htm) をご確認ください。 資格審査申請が新規の方、又は資格審査申請が更新で業態調書を未提出の方は、三重県の電子申請届出システム LoGo フォーム（問合せ先：P14 の三重県 連絡先（令和 7 年 12 月 26 日まで）、（公財）三重県建設技術センター 担当（令和 8 年 1 月 5 日から））で令和 8 年 3 月 31 日正午までに提出してください。 資格審査申請をしても業態調書の提出がないと登録されませんのでご注意ください。なお、提出方法は LoGo フォームのみです。 また、既に提出済みの方は、変更がない限り提出は不要です。
四日市市	使用印鑑届（本店登録用）	第 A－3 号	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
四日市市	技術職員名簿	個別様式	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
伊勢市	伊勢市所在の事業所の配置職員名簿	個別様式	準市内認定を有する方は提出してください。 （その他添付書類あり）
伊勢市	技術職員等名簿	個別様式	伊勢市内に本店を有する方で新規に伊勢市に登録を希望する場合に提出してください。 （その他添付書類あり）
松阪市	有資格技術職員調書	個別様式	様式は松阪市ホームページをご確認ください。 ※松阪市の登録が完了していない場合提出ください。
松阪市	技術職員等名簿	個別様式	様式は松阪市ホームページをご確認ください。 松阪市内に本店を有する方は下記書類も追加で提出してください。 （経審申請時に添付する技術職員名簿（別紙二）の写し） （建設業許可申請時に添付する営業所技術者等一覧表（別紙四）または営業所技術者等証明書（様式第八号）の写し（直近のもの）） ※松阪市の登録が完了していない場合提出ください。
松阪市	組織図、案内図及び写真 公共料金納付状況報告書	個別様式	準市内業者での登録を希望する方は提出してください。 様式は松阪市ホームページをご確認ください。
松阪市	特別点数申請書	個別様式	松阪市内に本店を有する方で特別点数の申請をする方は提出してください。 （添付書類あり）
名張市	営業所技術者報告書	個別様式	名張市内に本店を有する方で、名張市に登録を希望する場合に提出してください。 （添付書類あり）
名張市	準市内業者登録申請書類	個別様式	名張市内に置く支店で登録を希望する方は提出してください。 （添付書類あり）

登録 申請先	書 類 名	様式／発行	備 考
志摩市	技術職員名簿	個別様式	様式は志摩市ホームページをご確認ください。志摩市内に本店を有する方で、志摩市に登録を希望する方のみ提出してください。
志摩市	営業所技術者等証明書（新規・変更）（写）	建設業許可申請書に添付したもの	志摩市内に本店を有する方で、志摩市に登録を希望する方のみ提出してください。
伊賀市	技術者登録名簿	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。伊賀市内に本店、支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
伊賀市	準市内業者登録申請書類	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。伊賀市内に支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
菰野町	技術職員名簿	個別様式	菰野町に本店又は支店等を有する方で、菰野町に登録を希望する場合に提出してください。 様式は菰野町ホームページをご確認ください。
紀宝町	工事・測量等経歴書	個別様式	建設業許可申請で用いる工事経歴書でも可
紀宝町	技術者経歴書	個別様式	

※ 各必要添付書類の提出・記入方法等については、必ず各団体のホームページ等で確認してください。指示通りに提出されない場合は、各団体において登録されない場合があります。

共同受付参加団体個別の必要添付書類（測量・建設コンサルタント等）

下記団体に登録する場合は、必要書類を各団体（P 1 4）へ送付又は持参してください。ただし、備考に送付・持参について記載のある場合はその記載に従ってください。

登録 申請先	書 類 名	様式／発行	備考
三重県	業態調書（新規・変更） （新規の区分で提出してください）	個別様式	様式は三重県ホームページ「建設業のための広場」 (https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/p0006500026.htm) をご確認ください。 資格審査申請が新規の方、又は資格審査申請が更新で業態調書を未提出の方は、三重県の電子申請届出システム LoGo フォーム（問合せ先：P14 の三重県 連絡先（令和 7 年 12 月 26 日まで）、（公財）三重県建設技術センター 担当（令和 8 年 1 月 5 日から））で令和 8 年 3 月 31 日正午までに提出してください。 資格審査申請をしても業態調書の提出がないと登録されませんのでご注意ください。なお、提出方法は LoGo フォームのみです。 また、既に提出済みの方は、変更がない限り提出は不要です。
四日市市	使用印鑑届 （本店登録用）	第 B - 3 号	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
四日市市	技術職員名簿	個別様式	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。

登録 申請先	書 類 名	様式／発行	備考
四日市市	登録を証明する書類 (登録申請・更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください)	各登録官署	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
伊勢市	事業所報告書兼調査等同意書	個別様式	伊勢市内に主たる事業所を置く個人事業主の方（測量業者登録証明書又は建築士事務所登録証明書が必要な部門で登録する場合は除く）又は伊勢市内に置く支店を契約権限の委任先として登録を希望する方は提出してください。
伊勢市	伊勢市所在の事業所の配置職員名簿	個別様式	伊勢市内に置く支店を契約権限の委任先として登録を希望する方は提出してください。 (その他添付書類あり)
松阪市	有資格技術職員調書	個別様式	様式は松阪市ホームページをご確認ください。 ※松阪市の登録が完了していない場合提出ください。
松阪市	技術職員名簿	個別様式	様式は松阪市ホームページをご確認ください。 ※松阪市の登録が完了していない場合提出ください。
松阪市	組織図、案内図及び写真 公共料金納付状況報告書	個別様式	準市内業者での登録を希望する方は提出してください。 様式は松阪市ホームページをご確認ください。
名張市	準市内業者登録申請書類	個別様式	名張市内に置く支店で登録を希望する方は提出してください。 (添付書類あり)
伊賀市	技術者登録名簿	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に本店、支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
伊賀市	準市内業者登録申請書類	個別様式	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
紀宝町	工事・測量等 経歴書	個別様式	
紀宝町	技術者経歴書	個別様式	

※ 各必要添付書類の提出・記入方法等については、必ず各団体のホームページ等で確認してください。指示通りに提出されない場合は、各団体において登録されない場合があります。

共同受付に係る情報提供について

共同受付に係る各種要領や各種様式、記載例等の情報提供については、下記ホームページにて行いますので利用してください。

「建設業のための広場」 <https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>

共同受付参加団体一覧表

共同受付参加団体名	担当課(室)名	連絡先	住 所
三重県	建設業課	059-224-2723	〒514-8570 津市広明町 13
津市	調達契約課	059-229-3122	〒514-8611 津市西丸之内 23-1
四日市市	調達契約課	059-354-8125	〒510-8601 四日市市諏訪町 1-5
伊勢市	契約課	0596-21-5525	〒516-8601 伊勢市岩渕 1-7-29
松阪市	契約監理課	0598-53-4347	〒515-8515 松阪市殿町 1340-1
桑名市	契約監理課	0594-24-1409	〒511-8601 桑名市中央町 2-37
鈴鹿市	技術監理契約課	059-382-9039	〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18
名張市	契約検査室	0595-63-7335	〒518-0492 名張市鴻之台 1-1
尾鷲市	財政課	0597-23-8142	〒519-3696 尾鷲市中央町 10-43
亀山市	財務課	0595-84-5025	〒519-0195 亀山市本丸町 577
鳥羽市	総務課	0599-25-1122	〒517-0011 鳥羽市鳥羽 3-1-1
いなべ市	契約監理課	0594-86-7790	〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31
志摩市	検査契約課	0599-44-0206	〒517-0592 志摩市阿児町鶴方 3098-22
伊賀市	契約監理課	0595-22-9810	〒518-8501 伊賀市四十九町 3184
木曽岬町	総務政策課	0567-68-6100	〒498-8503 桑名郡木曽岬町大字西対海地 251
東員町	総務課	0594-86-2800	〒511-0295 員弁郡東員町大字山田 1600
菰野町	財務課	059-391-1109	〒510-1292 三重郡菰野町大字潤田 1250
朝日町	総務課	059-377-5651	〒510-8522 三重郡朝日町大字小向 893
川越町	総務課	059-366-7113	〒510-8588 三重郡川越町大字豊田一色 280
多気町	総務課	0598-38-1111	〒519-2181 多気郡多気町相可 1600
明和町	総務課	0596-52-7111	〒515-0332 多気郡明和町大字馬之上 945
大台町	総務課	0598-82-3781	〒519-2404 多気郡大台町佐原 750
玉城町	総務政策課	0596-58-8200	〒519-0495 度会郡玉城町田丸 114-2
度会町	総務課	0596-62-1111	〒516-2195 度会郡度会町棚橋 1215-1
大紀町	総務企画課	0598-86-2212	〒519-2703 度会郡大紀町滝原 1610-1
南伊勢町	管財契約課	0599-66-1182	〒516-0194 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057
紀北町	財政課	0597-46-3112	〒519-3292 北牟婁郡紀北町東長島 769-1
御浜町	総務課	05979-3-0505	〒519-5292 南牟婁郡御浜町阿田和 6120-1
紀宝町	総務課	0735-33-0333	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿 324
四日市港管理組合	総務課	059-366-7009	〒510-0011 四日市市霞 2-1-1

※個別に手続きが必要な団体：熊野市

この申請に関する問い合わせ先

(公財) 三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付 担当

T E L : 059-253-3790

(祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日の 8 : 30～17 : 00 ただし 12:00～13:00 を除く)

F A X : 059-253-3791

※上記の番号は、令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 5 月 31 日までの期間専用番号となります。